

愛川町では合併処理浄化槽の設置を推進しています



© 愛川町

愛川町
補助金

最大96万円の
補助

合併処理浄化槽へ 切り替えませんか？

◆ 単独浄化槽って？

単独浄化槽は、トイレの水洗化を目的に、昭和50年代後半から平成12年度までに普及した浄化槽で、トイレからの排水をその槽内で生物処理し、宅内浸透等により放流します。台所や洗濯、お風呂等、トイレ以外の生活雑排水は処理されず、そのまま排水されてしまいます。

◆ 合併処理浄化槽って？

単独浄化槽と異なり、トイレからの排水のほか、台所や洗濯、お風呂等の生活雑排水を合わせて槽内で生物処理し、放流します。

◆ 単独浄化槽から合併処理浄化槽へ切り替えるとどうなるの？

私たちが、台所や洗濯、風呂、トイレ等から流す生活排水は、川や湖沼、海の水質汚濁の原因の一つとなっています。

合併処理浄化槽を設置した場合、単独浄化槽と比較して川等に放流される汚れの量が1/8になります。

中津川、相模川を水質汚濁から守るため、合併処理浄化槽への転換についてご協力をお願いします。



愛川町合併処理浄化槽設置整備事業補助金

生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止するため、合併処理浄化槽への転換をする方に対し、補助金を交付しています。

補助対象

- 1 専ら居住の用に供する建物に合併処理浄化槽を設置する方
- 2 既存の単独浄化槽、汲み取り式便所を合併処理浄化槽へ転換する方（建築確認を伴う建替え、増築の場合は補助対象外となります。）
- 3 町税等を滞納していない方

※ 上記のほかにも、諸条件や必要書類等ございます。

補助対象地域

都市計画法第7条第1項で規定する市街化区域以外の地域

補助金額

- 1 延床面積130㎡未満で5人槽以上の浄化槽を設置した場合 332,000円
- 2 延床面積130㎡以上で7人槽以上の浄化槽を設置した場合 414,000円
- 3 浴室及び台所が2つ以上の住宅で10人槽以上の浄化槽を設置した場合 548,000円
- 4 単独浄化槽から合併処理浄化槽へ転換し、単独浄化槽を撤去した場合 120,000円
※汲み取り槽から転換し、撤去した場合 90,000円
- 5 合併処理浄化槽へ転換し、宅内配管として合併処理浄化槽への流入管、升の設置及び放流管を整備した場合 300,000円

補助金の手続き等の詳細は、愛川町環境課環境対策班
(046-285-2111 内線3514)へお問合せ下さい。

浄化槽管理者の3つの義務について

浄化槽法では、浄化槽の管理者（設置者）に対して、**法定検査**、**保守点検**、**清掃**の定期的な実施の3つを義務付けています。浄化槽が適正に維持管理されていないと、浄化槽から放流される水が浄化されないまま身近な水路や河川に流入し、水質汚濁の原因となり、メダカやフナなどの生き物にとっても悪い水環境となってしまいます。また、大腸菌や伝染病の原因となる細菌などが消毒されずに放流されることとなり、場合によっては、浄化槽設備から悪臭が発生する等、公衆衛生上の問題も発生します。周囲の生活環境に悪影響を及ぼさないよう浄化槽を適切に管理してください。

● **法定検査** は、使用開始後3か月～8か月以内（7条）と年1回（11条）の受検が浄化槽法で義務付けられています。愛川町内の浄化槽の法定検査に関する御予約・お問い合わせは、一般財団法人 神奈川県労働衛生福祉協会（電話番号045-333-8727）へお問い合わせください。

● **保守点検** は、神奈川県に登録を受けた浄化槽保守点検業者に委託することができます。業者に関する情報につきましては、厚木保健福祉事務所環境衛生課（電話番号046-224-1111）へお問合せ下さい。

● **清掃** に関する御予約・お問い合わせは、愛川町環境課衛生プラント（電話番号046-286-2841）へお問合せ下さい。



お問合せ先 愛川町環境経済部環境課 環境対策班 電話：046-285-2111 内線3514